

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

みなべ町生活環境課水道室より大切なお知らせ

**2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要となります**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日の前日から1年:2020年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	" 2年:2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	" 3年:2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	" 4年:2023年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	" 5年:2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定
給水装置工事事業者さま宛に**郵送
にて通知をします。**

なお、郵便の不着や未更新の方へ
の**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を
準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない

●更新申請に必要な書類

- ※水道法第25条の2を準用
- ・様式第1及び第2
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状)他

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水工事事業者を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実地履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは

みなべ町生活環境課水道室 Tel:0739-72-3085